

むつ市農業委員会第722回総会議事録

1. 開催日時 27年6月12日（金）午前10時50分から午前11時30分

2. 開催場所 むつ市役所 大会議室A

3. 出席委員（27名）

議 席	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	北 川 岩 男
2	〃	青 木 明
3		杉 山 重 一
4	〃	菊 池 秀 藏
5	〃	坂 本 正 一
6	〃	畑 中 光 政
7	〃	蛭 名 修 一
8	〃	柏 谷 均
9	会 長	立 花 順 一
1 1	農 業 委 員	菅 原 靖 博
1 2	〃	工 藤 輝 雄
1 3	〃	村 口 鉄 雄
1 4	〃	野 里 岩 雄
1 5	〃	嶋 影 秀 子
1 6	〃	向 川 則 勝
1 7	〃	林 忠 久
1 8	〃	小 林 義 顯
1 9	〃	柳 澤 都 市 秋
2 0	〃	福 永 忠 雄
2 1	〃	藤 澤 伊 三 郎
2 2	〃	村 口 利 光
2 3	〃	杉 山 武 美
2 4	〃	本 山 日 満 夫
2 5	〃	柴 田 峯 生
2 6	〃	中 嶋 寿 樹
2 8	〃	板 井 弘 已
2 9	〃	立 花 幸 雄

4. 欠席委員（3名）

議 席	役 職 名	氏 名
1 0	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
2 7	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
3 0	農 業 委 員	水 戸 隆 璽

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

報告事項 農地の転用事実に関する照会について

その他

6. 会議に従事した職氏名

次 長 畑 中 誠

主任主査 川 村 利 之

主任主査 対 馬 亮 子

7. 会議録署名委員

2 8 番 板 井 弘 已 2 9 番 立 花 幸 雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対 馬 亮 子

9. 会 議 の 概 要

議 長	ただいまから、むつ市農業委員会第722回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、30名中27名で定足数に達しております。 本日、10番鴨田委員、30番水戸委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 また、畑中重宏会長職務代理、及び事務局長はむつ市議会に出席しております。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、28番板井委員、29番立花幸雄委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件を、議題に供します。 事務局より、説明願います。
事 務 局	議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。 受付第1号、申請地大字関根字高梨川目95番1、地目は畑、面積3,020㎡、譲渡人の孫への贈与であり、新規就農者であります。 経営面積については、新規就農ではありますが、祖父とともに、すでに農業経営者である父と同居であるため、面積を記載しております。 申請地では、譲渡人、譲受人世帯が耕作してきたものであります。譲渡後はいちごの栽培地として利用するものであります。 調査については、6月2日 蛸名委員、杉山武美委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 受付第2号、申請地大字奥内字近川8番353、地目は田、面積6,115㎡、売買による移転についてであります。 申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲渡後も継続し

て田として利用するものであります。

調査については、6月2日立花会長、菊池委員、立花幸雄委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

杉山武美
委員

議案第1号、受付第1号の案件につきましては、事務局の説明通り、新規就農者でイチゴ栽培目的で、特に問題無いと思います。

菊池委員

事務局の説明通り、現在も田んぼとして利用されており、許可相当考えます。

議長

議案第1号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

藤沢委員

議案に反対ではないのですが、表現方法について、新規就農であって経営面積が9反と言うのは、表現が悪いんじゃないの、この大型機械だけでは9反耕作できないと思うのですが。

事務局

先ほど説明したとおり、祖父から孫への贈与であり、その孫は、現在父と同居であるため、父の経営面積が記載されているためです。

坂本委員

現在の農政の中では、新規就農をした場合、新規就農給付金をいただくことが出来ます、それは同一家族内であっても独立した経営をしなければならず、税の申告さえも同様独立したものでなければならぬものです。

よって、経営面積について表現が適正ではない様にみえますが、今後同様の新規就農があるかと思いますが、農業委員として新規就農など積極に関与行くべきと考えます。

柴田委員

この申請は、親子なのですか、また、譲受人は今まで農業に従事していなかったのでしょうか。

今後独立するものなのかお知らせください。

事務局	先程から申し上げているとおり、祖父から孫への贈与であります。 祖父は関根地区に居住しており、父と孫同居で田名部地区に住んでいます、孫はこれから独立して、新規就農者となります。 農業経営者として、農家台帳を分離するべきと思いますが、今後の譲受人の申請によって分離等いたします。 また、譲受人の農業従事状況については、東通村の農家で研修しておりました。
柴田委員	今説明いただいたことを、今後は備考欄に出来る範囲でいいので記載いただくよう、お願いします。
事務局	今後は可能な範囲で記載するように致します。 なお、委員ご承知のように、審査項目は譲受人について、農地法第3条第2項各号に該当しないことの、確認となります。
議長	他に質疑ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして、農地の転用事実に関する照会について等、報告事項が2件あります。 事務局より、説明願います。
事務局	報告事項、農地の転用事実に関する照会について、2件についてご説明いたします。 報告第1号、農地の転用事実に関する照会、申請地は、大字関根字北関根673番、地目は畑、面積12,084㎡についてであります。 調査につきましては、5月20日蛭名委員、菅原委員、杉山武美委員、事務局で調査した結果、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。 報告第2号、申請地は、大平町98番他1筆、地目は畑、面積合計607㎡についてであります。 調査につきましては、5月21日北川委員、工藤委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より住宅が建築されているため、非農地と回答いたしました。 以上で説明を終わります。

議長

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。
これをもって、むつ市農業委員会第722回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 板 井 弘 巳

会議録署名委員 立 花 幸 雄